

山形県議会政務活動費制度に関する 検討結果報告書

令和4年3月8日

山形県議会政務活動費等検討委員会

政務活動費制度に係る検討結果

1 検討の趣旨

本県では、平成28年に政務活動費の不適切な事案が発生し、事前点検の徹底と使途の透明性の確保、制度の周知徹底などの見直しを図り、政務活動費制度のより一層の適正化に取り組んでいた。このような中で、昨年11月に再び政務活動費の不適切な事案が発生した。

事案の発生を受け、坂本貴美雄議長から本検討委員会に対し、政務活動費制度の在り方を含め、適正な処理を行うための運用方策の検討を行うよう要請があった。

これを受け、本検討委員会において、人件費及び事務所費の運用の見直し、情報公開の在り方、精算払いの可能性、会派及び議員等の責務の在り方などについて順次検討を進めてきた。

2 検討の経過

(1) 第1回委員会

◆開催年月日

令和3年11月29日（月）

◆協議事項

- ・元議員の政務活動費の不正受給等について

(2) 第2回委員会

◆開催年月日

令和3年12月10日（金）

◆協議事項

- ・人件費及び事務所費の適正支出に向けた取扱いについて
- ・政務活動費制度を巡る主な論点について

(3) 第3回検討委員会

◆開催年月日

令和3年12月20日(月)

◆協議事項

- ・人件費の運用の見直しについて
- ・領収書等のホームページ公開について
- ・研修会の実施について

(4) 第4回検討委員会

◆開催年月日

令和4年1月20日(木)

◆協議事項

- ・人件費及び事務所費の運用の見直しについて
- ・精算払いについて

(5) 第5回検討委員会

◆開催年月日

令和4年2月21日(月)

◆協議事項

- ・人件費及び事務所費の運用の見直しについて
- ・精算払いの可能性について
- ・会派等の関与について
- ・検討結果報告書案の骨子(案)について
- ・条例、手引等の改正案について

(6) 第6回検討委員会

◆開催年月日

令和4年2月28日(月)

◆協議事項

- ・検討結果報告書案について
- ・条例、手引等の改正案について

3 検討結果

以下の各項目について令和4年度から実施することが適当である。

(1) 会派及び議員の説明責任並びに経理責任者の指導監督

会派及び議員の多くは、政務活動費の交付の趣旨や用途の説明責任について当然認識したうえで議員活動をしているが、この度、再び政務活動費の不適切な事案が発生し、県民の信頼を大きく裏切ったことは極めて重大である。

このことを踏まえ、会派及び議員に自覚を促すために、改めて政務活動費の交付の趣旨や用途の説明責任を明文化することとする。

また、会派内での牽制機能が働くようにするために、経理責任者が所属する議員へ指導監督することを明文化することとする。

(2) 確実な事前点検を担保するための新たな仕組みの導入

(山形方式精算払い：四半期単位の事前審査・後交付)

現行の四半期ごとの事前点検は、手引に明記して義務付けたにもかかわらず、必ずしも全議員から提出されてはいない。

また、政務活動費の交付にあたっては、四半期ごとに3カ月分を先に交付し、使われなかった分を返還する「前払い」制となっている。一般的に、経費は事後に実費精算する「後払い」制となっていることから、世論等から政務活動費の「使い切り」について問題提起がなされている。

これらの状況を踏まえ、確実な事前点検を担保するために、山形方式精算払いを導入することとし、政務活動費の交付にあたっては、前3カ月分の収支報告書(事前点検の書類)を提出した後に交付申請することができる仕組みを導入することとする。

(3) 領収書等のホームページでの公開 ※令和4年度支出分から実施

会派及び議員から提出された収支報告書及び領収書を含む添付書類については、現在、何人も閲覧することができる状況にある。また、収支報告書のうち「収支の状況」について、山形県議会ホームページにおいて公開されている。

これに加え、より透明性を確保するため、領収書等についても、山形県議会ホームページにおいて公開することとする。

(4) 人件費の適切な支出の確保

この度の政務活動費の不適切な事案においては、支払い事実がなく、勤務実態がない人件費が支出されていた。

このような不適切な事案を未然に防止するために、以下の新たな取り組みを実施することとする。

①給料等の口座払い

現金を取扱う機会を減らし事故を未然に防止するとともに支払状況を確認できるよう、「口座払い」により第三者（銀行等）を介在させて行うこととする。

②雇用状況報告書の作成及び本人確認書類の添付

雇用状況を明らかにするため、雇用状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。また、職員を確実に捕捉するために本人確認書類を添付することとする。

③勤務実績表の作成

勤務実態を明らかにするため、勤務実績表を作成し証拠書類として提出することとする。

(5) 事務所費の適切な支出の確保

この度の政務活動費の不適切な事案においては、事務所の状況が十分に把握されておらず、按分割合の錯誤により、誤った金額の事務所費が支出されていた。

このような不適切な事案を未然に防止するために、事務所状況を明らかにしたうえで適切な按分割合が選択できるよう、事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。

(6) 定期的な研修会の実施

政務活動費の適切な運用が継続して図られるよう、議員及び事務職員を対象に定期的に研修を実施することとする。

また、研修会を実施するにあたっては、議会事務局が本人確認書類を用いて、事務職員と面談を実施し雇用状況を確認することとする。

4 令和4年度以降に検討を要する事項

(1) 領収書等のホームページでの公開に当たっての書類の範囲について

ホームページシステムの容量の問題等も踏まえながら、公開する書類の範囲等を検討すること。

(2) 判例研究

① 県政報告誌の取扱いについて

これまでの判例や他都道府県の事例を踏まえながら、県政報告誌の内容に応じた適切な取扱いについて検討すること。

② 酒食を伴う懇親会の取扱いについて

平成24年政務調査費訴訟(平成22年度支出分)の山形地方裁判所の判決結果を踏まえながら、酒食を伴う懇親会の経費の取扱い等について検討すること。

(3) 政務活動費の収支を明らかにする専用口座の導入について

政務活動費に係る収入と支出を明確にすることを目的に専用口座での管理ができないかについて検討すること。

山形県議会政務活動費等検討委員会

委員名簿

委員長	伊藤重成	(自由民主党)
副委員長	松田敏男	(県政クラブ)
委員	今野美奈子	(県政クラブ)
委員	加賀正和	(自由民主党)
委員	鈴木孝	(自由民主党)
委員	榎津博士	(自由民主党)
委員	志田英紀	(自由民主党)

(※正副委員長以外は議席番号順)